

○入札説明書

天心記念五浦美術館分館講堂他照明設備改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年8月26日

2 担当部局

茨城県近代美術館天心記念五浦分館 管理課

〒319-1703 茨城県北茨城市大津町椿2083

電 話 0293-46-5311

FAX 0293-46-5711

3 入札対象工事

- (1) 工 事 名 天心記念五浦美術館分館講堂他照明設備改修工事
- (2) 工事場所 茨城県北茨城市大津町椿2083
- (3) 工事概要 照明工事 一式
- (4) 工 期 契約締結日の翌日より180日間

4 競争参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づく一般競争入札参加資格を有する者であって、同要項第8条第2項に規定する建設工事入札参加資格者名簿の「電気工事」に登載がなされていること。
- (3) 令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付がA等級の者で、高萩工事事務所、常陸太田工事事務所、常陸大宮土木事務所、水戸土木事務所の管内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。
- (4) 配置予定技術者について、いずれも満たすこと
 - ①本工事の技術者配置について、専任を要しない他工事との兼任を認める。
 - ②電気工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者（国家資格又は実務経験等を有する者）になり得る者であること。
 - ③建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）について、本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。
 - ④建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（経營業務の管理責任者等）について、経營業務の管理責任者である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。
 - ⑤直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に雇用関係がある者であること。
 - ⑥現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について、本契約時

から配置できること。

- ⑦本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者として配置することができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (7) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 電気工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (9) 過去に博物館法に基づく博物館又は博物館相当施設のうち芸術に関する資料を収集、保管、展示している施設において、展示照明に係る工事又は修繕業務を元請けとして施工した実績を証明した者であること。

5 競争参加資格の確認等

- (1) この入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）各1部を提出するものとする。

① 申請書等の受付期間・提出先

申請書及び資料の全部について、郵送する場合には、あらかじめ2の担当部局の承認を得るものとする。

ア 持参

- ・ 入札公告の日午前9時から令和8年9月9日（水）午後4時まで必着
（ただし、美術館休館日（8月31日、9月7日）並びにその他の日の正午から午後1時までを除く。）
- ・ 提出先 2の担当部局に同じ

イ 郵送

- ・ 令和8年9月9日（水）午後4時まで必着
- ・ 提出先 2の担当部局に同じ
- ・ 書留郵便により提出すること。

② 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

③ 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

- (2) この工事の入札に参加するための入札前に入札参加申請手続きの審査は、21に掲げる場合を除き要しない。
- (3) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日間以内（土日祝日を除く。）に2の担当部局に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。
- (4) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。
- (5) 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争

入札に参加できない。

6 設計図書の閲覧及び質問

- (1) 設計図書は、茨城県近代美術館天心記念五浦分館 事務室で閲覧を行う。

閲覧期間

入札公告の日から令和8年9月9日（水）までの午前9時から午後4時まで。

（ただし、美術館休館日（8月31日、9月7日）並びにその他の日の正午から午後1時までを除く。）

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き文書で行うものとする。

質問受付期間

入札公告の日から令和8年9月2日（水）までの午前9時から午後5時まで。

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

7 現場説明会

実施しない。

8 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月16日（水）午後2時から

- (2) 場所 茨城県近代美術館天心記念五浦分館

9 予定価格 30,547,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 入札の方法

- (1) 入札は次の書類の提出により行う。

① 入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）

② 工事費内訳書（11を参照のこと）

③ 競争参加資格確認通知書の写し

④ 委任状（代理人が入札に参加する場合）

- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

- (3) 入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することができない。入札金額の記入ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

- (7) 入札執行回数は、1回とする。

- (8) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでいつでも辞退することができる。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。
なお、期限までに入札書が提出されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (3) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。

12 入札保証金

免除する。

13 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

14 最低制限価格

設定する。

15 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年規則第 69 号）様式第 2 号）により、契約書を作成するものとする。

16 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、その 4 割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2 割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(2) または (3) については、いずれか一方のみを請求できるものとする。

17 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ① 入札について不正の行為があった場合
- ② 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- ③ 記名がない場合
- ④ 指定の日時までに到達しない場合
- ⑤ 入札書を 2 通以上提出した場合

- ⑥ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- ⑦ 委任状を提出しない代理人が入札した場合
- ⑧ 入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合
- (2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。

18 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同一金額の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者とししない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等額抜きの整数）を入札書に記載すること。
- (5) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

19 火災保険付保の要否

要

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

21 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4（2）に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、5により申請書及び資料を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行（開札）日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

22 その他

- (1) この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること。他の工事を落札したことにより派遣予定技術者を派遣できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加資格申込書取下げ書を開札日時までに提出すること。いずれの書面についても郵送（書留郵便に限る。）による場合には紙媒体を提出すること。なお、取下げ書については、緊急やむを得ないと認められる場合には、2の担当部局に電話による連

絡をし、押印済みの取下げ書をファクシミリにより提出したうえで、速やかに書面を郵送すること。

- (2) 落札者は、落札決定後、CORINS等により派遣予定技術者の派遣に違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。

病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交代は認められない。

なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、4（4）の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。

- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

- (5) 天災等の原因により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札を延期又は中止するものとする。この場合、電話、ファクシミリ、入札情報サービス等により必要な事項を連絡するものとする。

- (6) 入札参加者等は、入札後、この公告、設計図書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (7) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札・契約に関して要した費用は、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。